

1. 金融機関のコア・コンピタンスと日本の資産運用業

- 国内の生産年齢人口減少や預金供給の増加が続く環境下で、長期金利は上昇しづらくなっており、イールドカーブの傾きに依存した伝統的な銀行業の将来性には強い懸念がある。一部の主要行は、海外向けと信を拡大しているが、外貨調達による制約も指摘されている。
- FinTech等のテクノロジーが進化する中でも、リレーションシップは金融機関のコア・コンピタンスであり続ける。顧客のニーズに応える良質なサービスの供給による企業価値の向上を目指すことは時代を超えた大原則。日本の金融業界における、プッシュ型の金融商品の販売はリレーションの観点から疑問がある。
- 資産運用業は、日本の今後の成長産業。多額の個人・法人の金融資産が預金として蓄積され、運用・活用されないままである。外国の例を見ても、資産運用業にコア・コンピタンスがあれば、10年単位で見れば成長に差が出てくる。

2. 積立NISAの導入と日本の投資信託の現状

- 来年（2018年）1月より積立NISAが開始するが、これはなるべく多くの個人に投資の成功体験を持ってほしいという理由で作られたもの。投資信託になじみがない個人に浸透させるため、損失をなるべく避けるような、手数料が低くリスクが分散されている投資信託のみを制度の対象とする基準を設けた。上記基準によれば、日本の公募投資信託約5,500本のうち、制度の対象となるのは約50本のみ。
- 日本の2005年から2010年の売れ筋商品上位5本について追跡調査を行った。合計30本のうち、2年間で純資産額が半減したのが14本、3年間で純資産額が半減したのは8本となっており、売れ筋商品の2/3の純資産額が3年で半減している。一方、アメリカの売れ筋商品上位10本の状況を見てみると、8本が積立NISAの対象となる投資信託である。

- 現状の、手数料収入に依存するプッシュ型販売は持続可能なものではなく、金融機関は発展性のあるビジネスに早くリソースを振り替えることが重要。そのためにも、積立NISAを契機として、「貯蓄」から「投資」への流れを促進したい。

3. 機関投資家の資産運用・管理

- 機関投資家の資産運用のレベルを上げていくことが重要であり、そのためには、資産運用会社の報酬・インセンティブ制度や組織構造の改革が必要。また、カスタディ業務についても、専門化・高度化により国際的にも遜色ないサービスを提供することを期待。
- 我々としては、経営が良く能力の高い運用会社がより強くなり、悪いところが淘汰されるという市場メカニズムを機能させることが課題。そのためには、アセットオーナーのレベルが向上し運用機関・カスタディアンへの要求水準が高まることが重要。また顧客本位の業務運営の実現の観点から、銀行業務や資産運用業務等を行う信託銀行においては適切な利益相反管理に取り組んでいただきたい。

4. 個人向け投資信託の購入促進のための方策

- 個人が投資信託をより積極的に購入するためには、個人・金融機関に積立NISA・iDeCoを利用するインセンティブを設けること、金融投資教育に取り組むこと、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた金融機関の取組みのモニタリングによる「見える化」の促進、第三者的な主体による金融機関の業務運営の評価等が有用であると考えている。

5. 機動的なリスク管理に関するモニタリング

- 一部の信託銀行では、海外与信や外債運用を一定程度行っている先もあるが、こうした海外業務のウェイトが高い金融機関においては、市場や経済状況の変化に応じ、リスクのヘッジやエクスポージャーの調整をタイムリーに実行できるような枠組みの整備が課題となっている。

- 過去の例を見ても、潮流の変わり目に実際に迅速に行動できるか否かが重要。そうした機動的な意思決定・行動ができるガバナンスの構築に向けて、引き続き、対話を進めたい。

6. マネー・ローンダリング等への対応に関するモニタリング

- 近年、海外では金融機関に巨額の制裁金を科す事例もみられるなど、グローバルなマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に対する目線は年々高まっているところ。

これを踏まえ、我が国では、昨年10月、マネロン及びテロ資金供与防止の対応強化のために改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等が施行された。

このように内外での意識が高まりつつある中、マネロン・テロ資金供与が適切に防止されていなければ、我が国の金融システムに対する国際的な信頼を揺るがしかねず、金融機関においては、全力でその対応にあたることが期待される。

- また、改正後の犯収法では、リスクベース・アプローチが本格的に導入されている。リスクベース・アプローチとは、事務手続の履行にとどまらず、金融機関が自らのマネロンリスクを評価し、リスクが高い領域においては一段と強固な防止措置をとる等により、実質的・実効的なリスク管理を行うことにほかならない。各金融機関においては、リスクベースでの実質的・実効的なマネロン・テロ資金供与防止態勢の整備に向けた対応をお願いしたい。

- 金融庁としては、こうした各金融機関の取組状況について確認してまいりたい。

7. 外為決済リスクへの対応

- 信託勘定における外為取引について、CLS (Continuous Linked Settlement) の活用等による同時決済の導入に向けて、当庁は「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」を設置し、これまで2回開催。

- 同ラウンドテーブルを通じて、早期の対応が可能な取引を対象に導入する当初フェーズと、より広範な関係者を対象に導入する本格フェーズの2段階で対応を進める方針が固まったと承知。
- 次回のラウンドテーブルまでに、より具体的かつ詳細なスケジュールの検討が進み、外為決済リスク削減に向けた方向性と実施の時間軸等について、参加者共通の理解として取りまとめられることを期待。

(以上)